

新自由主義イデオロギーのグローバル展開 —電電公社を事例として—

羽 瀨 貴 司

1. はじめに

1952年8月1日に設立された日本電信電話公社（以下、電電公社と略称）は、民営化により1985年4月1日に株式会社に改組され「公社」としての歴史に幕を閉じた。

電電公社改革の中心人物であった橋本龍太郎は、「橋本私案」（1983年9月6日）提出後に、「当初、臨調の論議は三公社挙げて、分割と同時に民営化していく方向に固まっていった。しかし、正直言ってその実現性に首をひねっていたが、アメリカの国防総省がATTとIBMの間にはいて、世界の通信網、情報網の整備にかかる。一方では資材調達におけるアメリカ側の圧力もあり、私の時代認識もだんだん変わり、臨調答申を受け入れるとするなら積極的に、より将来にとって有利な方向に向けていこうという発想に変わった」（全国電気通信労働組合、1988、242ページ、傍線筆者、以下同様）との談話を発表した。

1973年9月のガット東京宣言によってガット東京ラウンド（多角的貿易交渉）がスタートしたが、その特徴は非関税障壁に関して幅広い分野で交渉が行われた点にある。非関税障壁の分野の一つが「政府調達」であるが、東京ラウンドにおけるアメリカの主要目的は、①調達過程の全段階で透明かつ非差別的慣行を採用させるとともに、②アメリカからみて潜在的に輸出の可能性が大きい欧州、日本、カナダの政府調達市場で、アメリカ企業が対等の立場で外国政府との契約を求め競争できるようにするため、それらの国々の調達制度を開放させることにあり（米国下院歳入委員会編、1987、156ページ）¹、アメリカは電電公社の政府調達の市場開放を迫ったのであった。

一方、電電公社民営化の背景には新自由主義イデオロギーがあった。「新自由主義イデオロギーが電電公社の民営化を要求した」あるいは「新自由主義イデオロギーが電電公社民営化となってあらわれた」のであるが、1970年代に登場してきた新自由主義イデオロギーは、「非関税障壁－政府調達」開放に具現化して電電公社に市場開放を迫った。新自由主義イデオロギーの理念が「市場原理の導入」「小さな政府」であるならば、「市場原理の導入」は「非関税障壁」開放、「小さな政府」は「政府調達」開放を要求する。新自由主義イデオロギーは、「非関税障壁－政府調達」開放を媒介としてグローバル化していったのである。

拙稿羽瀨〔2024〕では、電電公社の資材調達開放問題の背景にアメリカの競争政策・情報通信産業の構造変化・AT&Tのマーケティング活動があったことを明らかにしたが、本稿では新自由主義イデオロギーのグローバル展開の観点から、新自由主義イデオロギーと「非関税障壁－政府調達」との関連を明らかにする。

まず、「非関税障壁－政府調達」開放について考察したうえで（第2章と第3章）、次に新自由主義イデオロギーと「非関税障壁－政府調達」開放との関連を考察する（第4章）。

2. 非関税障壁

2.1 非関税障壁の概念

小島・小宮 [1972] をもとに、非関税障壁の概念を整理しておく。関税は単純な価格メカニズムに沿った貿易障害であるが、非関税障壁は数量的に把握しにくい、あるいは隠されていてよくわからない貿易障害である（小島・小宮、1972、7ページ）。

その非関税障壁を定義するならば、「世界の自由な貿易を阻害したり攪乱する、関税以外の方法で政府が国産品と外国品（あるいは国内市場と外国市場）とを差別する直接、間接の選別的規制」とされる（同上、4ページ）²。

この定義をより詳しくみると、「政府が国産品と外国品（あるいは国内市場と外国市場）とを差別する直接、間接の選別的規制」とは、

- ①規制主体は、中央政府、地方政府、民間団体（業界団体、輸出入組合、労働組合など）が考えられるが、日本の場合は中央政府が法律に基づき行う介入・規制がほとんどのため、簡単に「政府」とすることができる。
- ②政府の行う選別的規制が問題であり、財政・金融政策などの経済的措置は非関税障壁とはならない。
- ③国産品・外国品、国内・外国市場、さらにはどの外国供給者かを選別して差別的に待遇するかどうか、非関税障壁かどうかの判断基準である（同上、5ページ）。

非関税障壁は、①直接的関税障壁と②派生的関税障壁に分けることができる。

- ①の直接的関税障壁は、1)直接的輸入関税障壁（政府が輸入品と国内生産とを差別的に取り扱い、輸入抑制の効果を期待して導入した、関税以外の規制：輸入割当制、ライセンスなど）と2)直接的輸出関税障壁（国内向け生産・販売に比べて、輸出を差別的に優遇、奨励するような制度：輸出補助金など）がある。

それに対して、②の間接的関税障壁は、1)間接的関税障壁（本来、輸入品と国産品との実質的な差別を目的としたものではなく、貿易以外の政策目的のために導入された規制の派生的効果として、輸入品に著しく不利に働く要素を含む場合）と2)非関税障壁（間接的関税障壁と同様の理由で導入された規制であるが、実質的な貿易阻害効果はなく、単なる不都合とみなしうるもの）がある（同上、8ページ）。

貿易規制を直接の目的としない「政府調達」による貿易阻害は、②の1)「間接的関税障壁」に区分できる。「政府調達」は、法制的には外国品の購入を差別していないが、運用上、一般競争契約によるものが少なく、大部分が指名競争契約か随意契約のため、事実上、外国からの調達を阻害する結果になる可能性がある。ただし、調達品が高額でない限り、単なる不都合（非関税障壁）として区分される（同上、32ページ）。

2.2 東京ラウンドにおける非関税障壁の討議

1973年9月14日に満場一致で採択された「東京宣言」では、「非関税障壁を軽減・廃止し、これが適当でない場合は、その貿易制限的效果を軽減・廃止するとともに、これらの措置を一層効果的な国際規律の下におくこと」としている（東京ラウンド研究会、1980、16ページ）⁴。

ケネディ・ラウンド交渉と比べると東京ラウンドの特徴は、非関税障壁に関して幅広い分野で交渉が実施された点にある⁵。東京ラウンドでは、1973年9月の東京閣僚会議において貿易交渉委員会が設立され、1974年2月の貿易交渉委員会の第2回会合において、東京ラウンドの準備作業グループの一つとして非関税障壁グループが設立され、1976年7月に非関税障壁のサブ・グループとして「政府調達」グループも設立されたが、非関税障壁の多くは国際的な統一ルールになじまない⁶、個別交渉することとなった⁷。非関税障壁の個別交渉の手続きの仕方については、1977年7月にアメリカ、EC間で

議論され、1977年7月末に最終合意が得られ、その後二国間または多国間交渉が本格化していった（同上、111ページ）⁸。

こうして東京ラウンドでは、①多くの国が共通して関心を示した非関税障壁に対して、その軽減・撤廃ないし各国間の統一適用を目指した国際ルールを策定する、②国際的な統一ルールになじまない非関税障壁に対しては、特定の非関税障壁を軽減・撤廃してもらいたいと考える国がその非関税障壁を維持している国に対して個別に要求を出し、解答を得るという「リクエスト・オファー」方式の交渉方式が採用されたのであった（三宅編、1980、76ページ）⁹。

3. 政府調達

3.1 東京ラウンドと政府調達

政府調達協定は東京ラウンドの非関税障壁協定の一つとして締結され、1981年1月1日に発効された（米国下院歳入編入委員会編、1987、156ページ）¹⁰。政府調達協定が発効されるまでは、ガットの基本原則「内国民待遇」「無差別原則」の適用外とされていたため、仮に政府調達により国際貿易が歪められたとしても、これらの規制手段をガットは持っていなかったのである（三宅編、1985、162ページ）。

政府調達協定は、世界貿易の拡大と一層の自由化を図るため、政府調達における産品及び供給者双方の面での内国民待遇及び無差別待遇の原則の確立並びにこれを保証するための法令、手続き、慣行を透明なものにすること等を目的（前文）としている。協定内容は①適用範囲②適用除外③内国民待遇・無差別待遇④調達手続⑤情報⑥その他からなるが、電電公社との関連で重要な項目は④調達手続である¹²。

調達手続は、イ）公開入札、選択入札、単一入札、ロ）供給者の資格審査、ハ）購入計画の公示、ニ）入札書の提出期限、ホ）納入期日、ヘ）入札説明書、ト）入札書の提出、落札、からなる。イ）の「単一入札」が電電公社の随意契約に相当するが、単一入札が認められる場合は以下の5つのケースに限定された。

- ①競争入札に応じる入札がない場合や行われた入札がなれ合いによるものである場合、入札の基本的要件に合致していないものである場合等
- ②美術品又は特許権、著作権等と関連を有するものであるため、特定の供給者以外からは調達が行えない場合
- ③予見できなかった事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、公開入札または選択入札によっては必要な期間内に産品を入手できなくなるため
- ④既存設備の増設または部品の交換等で互換性の必要から当初の供給者から追加納入、補充を受ける場合
- ⑤研究開発契約等の結果、生産された試作品等を購入する場合（同上、166ページ）。

各国とも、「政府調達」開放のためには「公開入札」「選択入札」方式が望ましいという点は異論がなかったが、調達手続きの効率的運用の必要性や物品調達に関する技術的理由などに基づく随意契約の有効性も否定できない、とされた。そのため、随意契約が認められる範囲を具体的に定めるための討議・交渉が行われたのであった（東京ラウンド研究会、1987、157ページ）。東京ラウンドにおいても、「政府調達における随意契約方式」は限定付きながら認められたのであった。

3.2 電電公社と政府調達問題

第1次・第2次『ジョーンズ・レポート』よりアメリカ側の「電電公社の資材調達要求」の内容を確認しておく¹³。

1) 第一次『ジョーンズ・レポート』(1979年1月)

先進国の中で日本は、事実上最も抑制的な政府調達政策を採用している国の一つである¹⁴。多くの場合、入札は非公式の漠然とした基準や行政指導に基づく。約140に及ぶ半準政府機関の予算は、日本の国家予算規模の約半分と推定される。

電電公社は、日本の官庁や政府機関に適用される調達規則には拘束されないと主張する。電電公社は、郵政省の監督下にある、その予算は議会で承認される。郵政省が電電公社に開放的な調達政策を採用せよと指示したとしても、電電公社は法的拘束を受けない。

政府調達問題及び日本の通信機器の対米輸出の増大によって日米貿易問題は深刻化しており、日本は報復あるいは輸入制限の措置を招くことになるであろう(米下院歳入委貿易小委・対日監視委報告、1979、43～45ページ)。

2) 第二次『ジョーンズ・レポート』(1980年11月)

我々の試算によると、アメリカが日本の政府機関及び公社に輸出可能な高度技術製品は、年額数億ドルにのぼるとみられる。しかしながら、日本の政府調達慣行や内部的なコネによって、その道が阻まれている。

電電公社は、その独自の設備を全て閉鎖市場内で開発することにより、日本の半導体、コンピューターおよび通信機器企業の技術革新、品質向上の核としての役割を果たしている(米下院歳入委貿易小委・対日監視委報告、1980、59ページ)。

4. 新自由主義イデオロギーのグローバル展開

本稿の目的は、「非関税障壁－政府調達」を媒介とした新自由主義イデオロギーのグローバル化を実証的に明らかにすることにある。新自由主義イデオロギーを実証的に検討するためには、①論理的な存在である新自由主義イデオロギーの「論理の検討」(4.1)、②新自由主義イデオロギーの記述方法の検討(4.2)、③新自由主義イデオロギーの分裂における現象形態との関連の検討が必要となる(4.3)¹⁵。

4.1 新自由主義イデオロギーの「論理の検討」

第1に、新自由主義イデオロギーは、自立的な歴史的発展過程の領域を有し、分析対象の歴史的端緒と歴史的終着点の範囲内で下部構造に反作用する。

第2に、電電公社民営化を分析するためには、電電公社民営化に関する経験的認識が前提となるが、新自由主義イデオロギーは必ずしも経験世界に属するものではなく、また、電電公社以外の「自由貿易」のような対象も包摂するため、独自の「論理」の考察が必要となる。新自由主義イデオロギーは、外的関係を含む諸関係の総和として存在するのである。

第3に、全体としての電電公社民営化は、個々バラバラの要素の寄せ集めではなく、企業組織に媒介された有機的な分業関係を形成する。したがって、電電公社民営化全体の統一性とは、電電公社民営化の諸要素が相互に必然的な関連性を持っていることを意味する。同時に、電電公社民営化における全体としての新自由主義イデオロギーは、抽象的な統一体ではなく、企業組織の内部の差別的な多様性の統

一体として存在するため、全体の検討を必要とする。

第4に、新自由主義イデオロギーと電電公社民営化を統一して把握するためには、①「具体的なもの」から「抽象的なもの」へ：電電公社から出発して新自由主義イデオロギーへ、②「抽象的なもの」から「具体的なもの」へ：新自由主義イデオロギーから出発して電電公社へ、この二つの経路からの把握が必要となる。電電公社民営化の現実性とは二つの経路の統一によって獲得されるが、②の経路を分析するためには「論理の検討」が必要となる。新自由主義イデオロギーは、電電公社民営化という経験的事実に合致した概念に高められていくのである。

第5に、新自由主義イデオロギーは、歴史的な「時間展開」と無時間的な「論理展開」の二重の機能を有するが、「論理の検討」とは無時間的な「論理展開」の検討を指す。無時間的な「論理展開」をより詳しくみると、①歴史的終着点に媒介された歴史的端緒からの発生史的展開、すなわち、新自由主義イデオロギーの「概念からの発生史的展開」、②新自由主義イデオロギーとその対象との往復運動の検討を意味する。「新自由主義イデオロギーが電電公社民営化となってあらわれた」のであれば、偶然性を捨象した新自由主義イデオロギーの論理の必然性が、電電公社民営化における新自由主義イデオロギーの本質把握の方法となる。電電公社民営化の土台が、グローバルに展開する新自由主義イデオロギーの概念の自己運動なのである。

第6に、新自由主義イデオロギーの「論理の検討」とは、新自由主義イデオロギーの現象形態を含めた「全体の論理」の検討を意味する。「全体の論理」とは「体系の論理」にはほかならないが、分析対象が体系的に発展しているのであれば、分析目的を分析対象の「全体解明」に設定しておく必要がある。体系的現実が体系的認識を要求し、「全体解明」のための分析目的が分析枠組みと分析対象を貫くのである。

以上、新自由主義イデオロギーの考察は、その本質からして体系的認識が要求される。新自由主義イデオロギーの対象である電電公社内部で、新自由主義イデオロギーは枝分かれしつつ統一性を保持するような総体としての包括的契機として、全体性を示しているからである。

4.2 新自由主義イデオロギーの記述の方法

新自由主義イデオロギーのなかでは電電公社をめぐる諸関係は逆立ちして現れるが、新自由主義イデオロギーの自立的な歴史的展開過程を分析するためには、一度、逆立ちしたままの新自由主義イデオロギーの記述が必要となる。全体としての電電公社民営化における新自由主義イデオロギーを記述する場合、以下の点が重要である。

第1に、新自由主義イデオロギーの記述は、新自由主義イデオロギーの批評・批判とは異なる。「抽象的なもの」である新自由主義イデオロギーの実証記述は「観念的な歴史記述」を意味する。

第2に、新自由主義イデオロギーを記述する観察者から見た場合、「諸要素の統一体」としての電電公社民営化における新自由主義イデオロギーから「具体的なもの」を次々と捨象して、より希薄な「抽象的なもの」としての新自由主義イデオロギーを取り出し、そこから再び電電公社民営化及び「自由貿易」と接触し、「具体的なもの」を獲得していく過程を記述しなければならない。包括的契機としての新自由主義イデオロギーは、「抽象的なもの」に留まることなく、むしろ反対に、歴史的な検証を、常にグローバルな現実との絶えざる接触を必要とするのである。そのため新自由主義イデオロギーは「抽象的なもの」と「具体的なもの」を往復しながら記述しなければならない。

第3に、具体的な諸規定の総括としての電電公社民営化という事柄は現実分析の出発点であるが、「新自由主義イデオロギーが電電公社民営化となってあらわれた」観点からみると、電電公社民営化の具体

的諸規定は新自由主義イデオロギーの現象形態として把握される。電電公社民営化における新自由主義イデオロギーは、自らが運動して現象する主体として記述されなければならない。

第4に、新自由主義イデオロギーの現象形態は、新自由主義イデオロギーの出発点（例えば「市場原理の導入」「小さな政府」）と内容は同じである。新自由主義イデオロギーの出発点それ自体が目的だからである。新自由主義イデオロギーを記述するとは、新自由主義イデオロギーの目的の「客観的なもの」への移行の記述を指す。

第5に、新自由主義イデオロギーと電電公社民営化を合わせた全体を体系的に記述するためには「あれもこれも」とあるという言い方はできない。電電公社民営化の諸要素「新自由主義イデオロギー－政治過程－経営形態－企業組織－技術革新」に「非関税障壁－政府調達」開放を加えた全体の記述が必要となる。社会構成体論的な言い方をすれば、上部構造と下部構造の相互作用全体を記述するためには、包括的契機としての上部構造の「意識諸形態」を記述するほかない。下部構造には全体を包括する「意識諸形態」が存在しないからである。

第6に、新自由主義イデオロギーから出発する記述過程は、部分的には現実の過程と異なる。電電公社の展開の順序と新自由主義イデオロギーの展開の順序は同じではない。電電公社民営化の諸要素は歴史的に形成されてきたものであるが、それらを歴史の順番通りに並べて記述することはできない。歴史的順番ではなく、電電公社内部で展開される新自由主義イデオロギーの内的編成の記述が重要である。

第7に、新自由主義イデオロギーの記述においては、「時間展開」を捨象した概念と概念のつながりを記述しなければならない。新自由主義イデオロギーの概念の発展とは、もともと新自由主義イデオロギーの概念のうちに含まれていた概念の展開なのである。

以上を前提として、新自由主義イデオロギーのグローバル化を検討するためには、新自由主義イデオロギーのグローバルな自己分裂と階層化を検討しなければならない。

4.3 新自由主義イデオロギーのグローバルな自己分裂

新自由主義イデオロギーは、「時間展開」と「空間編成」のなかで個別・具体的な対象に現象する。それは、自らの目的を対象化すべく、自らと向き合う対象を生み出し、自らを二重化し、対象世界へと分裂する実践的意識でもある。実践的意識を媒介として新自由主義イデオロギーの「主観的目的」が「客観的なもの」へ移行する。新自由主義イデオロギーは、主観的過程と客観的過程の双方で自立的存在として作用し、且つ両者の統一を常に意識している。

新自由主義イデオロギーが個別・具体的な対象に現象するということは、対象化の前の段階である最も抽象的な形式としての新自由主義イデオロギーが存在することを意味しているが、そのような新自由主義イデオロギーでさえ、<なにか>に対象化することが想定され、それは潜在的な分裂を契機としている。潜在的な新自由主義イデオロギーが対象世界へと分裂したとき、初めて自らと関わりをもつことができる。

新自由主義イデオロギーは、「非関税障壁－政府調達」に対象化・具現化することでグローバルに展開する。以下、新自由主義イデオロギーのグローバルな自己分裂を考察していく。

4.3.1 新自由主義イデオロギーの現象経路

新自由主義イデオロギーが自己分裂して客観的過程に対象化する場合、①多様な現象形態に分裂していく場合もあれば、②個別・具体的対象の内部に浸透していく場合もある。①の現象経路は、東京ラウンドを通じて「非関税障壁－政府調達」が世界各国に拡大していく経路である。②の現象経路は、電電

公社の随意契約方式などに浸透していく経路を指す。

日本国内の現象経路に着目すると、①の現象経路は「三公社民営化」のような水平展開をする一方で、②の現象経路では電電公社の経営形態（民営化）、電電公社の企業組織（要員合理化）などに垂直統合的に浸透し、現象する。

総じて、①の多様な現象経路はグローバル展開と国内展開における水平展開を意味し、②の現象経路はグローバル展開から浸透した電電公社の随意契約方式と国内で浸透した民営化・要員合理化などの垂直展開を意味する。本研究では①の現象経路を「分裂型」、②を「貫徹型」と呼ぶ。新自由主義イデオロギーのグローバルな「分裂型」の展開は、現象世界における際限のない外延的拡張（例：電電公社民営化→資材調達開放）であり、世界市場を契機とした新自由主義イデオロギーに媒介されて現象間の関係が構築されることになる¹⁶。

4.3.2 新自由主義イデオロギーの自己分裂と対立

新自由主義イデオロギーは、自己分裂し対象化すると様々な対立を引き起こす。①グローバルな対立は、「非関税障壁－政府調達」をめぐる各国の対立・利害調整として現象する。東京ラウンドでは随意契約方式が限定付きで認められた。②国内では、電電公社のトップマネジメントと労働組合の対立、自民党内部の族議員をめぐる対立・抗争など、様々な対立を引き起こす。新自由主義イデオロギーは自らのうちに対立を含み、対象世界で内部分裂を引き起こすのである。

分裂した対象世界のなかには新自由主義イデオロギーと自己同一のものである「自由貿易」「市場原理」などが貫かれていると同時に、抽象的な新自由主義イデオロギーとは区別される具体性（例えば「非関税障壁－政府調達」）を獲得している。

4.3.3 「内的イデオロギー」と「外的イデオロギー」への分裂

新自由主義イデオロギーが主観的過程と客観的過程に分裂するということは、一方では抽象的な理論・理念、他方では客観的過程に埋没したカテゴリーへの分裂を意味している。本研究では、前者を「外的イデオロギー」、後者を「内的イデオロギー」と呼ぶ。「外的イデオロギー」と「内的イデオロギー」は、ともに国内だけでなくグローバルに展開していく。

「外的イデオロギー」のグローバル展開の典型例である東京宣言（1973年9月14日採択）では、その交渉目的を「世界貿易の拡大と一層の自由化及び世界の諸国民の生活水準と福祉の改善を達成すること。この諸目的は、就中、貿易障害の漸進的な撤廃及び世界貿易を律するための国際的な枠組みを通じで達成され得る。」と述べる（東京ラウンド研究会、1980、50ページ）。

一方、「内的イデオロギー」もグローバルに展開していく。例えば、電電公社内部でマーケティング活動の必要性が認識された背景には、AT&Tのマーケティング活動及び電電公社幹部によるAT&Tのマーケティング活動の調査が背景にあった。積滞解消以降のグローバルな産業構造の変化のなかで「市場意識」が生成してきたのであった（羽瀨 [2019]）。

4.3.4 「主体」としての新自由主義イデオロギー

新自由主義イデオロギーは、主観的過程と客観的過程に分岐しつつ、「行政改革の理念」「電電公社民営化」など、「他のもの」に変化し、形態規定を帯びながら自らを貫く観念である。その意味で新自由主義イデオロギーは「主体」なのである。新自由主義イデオロギーは、自己分裂し、自らのうちに対立を抱え、対象世界においても内部分裂を引き起こし、且つそこに貫く「主体」である。新自由主義イデオロギー

オロギーは、外化しつつ、外化した世界でも自らを見失うことなく、新自由主義イデオロギーそれ自身としても、対象世界内部においても、そのイデオロギーを保持・機能する存在である。新自由主義イデオロギーは、観念であると同時に存在であり、主観的過程であると同時に客観的過程でもある、そういう存在である。

新自由主義イデオロギーは、東京ラウンドの「交渉目的」に現象することで、自己の内容を確認する。しかしながら、「交渉目的」にとどまっている間は、新自由主義イデオロギーはその現実性を獲得することができない。「交渉目的」から「非関税障壁－政府調達」開放へ、「非関税障壁－政府調達」開放から「電電公社の資材調達開放」へと具現化することで、「主観的なもの」から「客観的なもの」へ転化し、その姿を現す。同様に、日本国内では、「行政改革の理念」→「三公社民営化」→「電電公社民営化」へと具現化していくのである。

4.3.5 新自由主義イデオロギーの原動力

新自由主義イデオロギーは、自己の目的を実現するための目的をもつ。目的に媒介されて自らの対象を生み出し、二重化する。二重化すると、その両者の間に矛盾が生まれる。①グローバルには「自由貿易」と国益との矛盾、②国内では電電公社と民営化との矛盾などに二重化する。新自由主義イデオロギーの目的に媒介された矛盾は、新自由主義イデオロギーの運動の発展の原動力である。この矛盾を媒介として主観的過程と客観的過程における諸対立が生まれる。

アメリカの電電公社への資材調達開放の過程は、グローバル展開における矛盾・対立と国内展開における矛盾・対立との絡み合いとして展開される。

4.3.6 新自由主義イデオロギーの主観的過程の内部分裂

新自由主義イデオロギーは、主観的過程の内部でも分裂を引き起こす。新自由主義イデオロギーは、単なる個人の意識に留まらないで共同体精神としてあらわれる。共同体精神は、グローバルには「自由貿易」、日本国内では「行政改革の理念」などに現象する。

新自由主義イデオロギーは、①グローバルでは「自由貿易」・自由競争と国益、②国内では、「小さな政府を目指す」と「必ずしも小さな政府を目指すわけではない」など、相対立する見解を生み出す。新自由主義イデオロギーは、①主観的過程における抽象的対立もあれば、②実際の交渉過程における現実的対立もある。新自由主義イデオロギーの主観的過程は、対立・矛盾の絡み合いを契機として客観的過程に移行するが、その現象形態は「抽象的なもの」もあれば「具体的なもの」もある。

4.3.7 理念

ガットの理念「自由貿易」に基づき、東京ラウンドでは「非関税障壁－政府調達」をめぐる交渉が行われた¹⁷。その交渉過程は、「自由貿易」という「主観的理念」とその改革対象である「非関税障壁－政府調達」開放という「客観的なもの」の統一過程を意味した。また、「自由貿易」の「理念」のもとでのケネディ・ラウンドから東京ラウンドへの歴史的展開過程それ自体も「自由貿易」の「理念」に含まれる。「理念」は過程なのである。

新自由主義イデオロギーと「自由貿易」との関連を整理しておく。

①新自由主義イデオロギーは、「自由貿易」の「理念」を媒介として「非関税障壁－政府調達」開放としてあらわれた。

- ②新自由主義イデオロギーは、「非関税障壁－政府調達」協定（コード）としてあらわれたが、「協定」という形式で語られること自体も一つの内容である。
- ③新自由主義イデオロギーが「協定」（コード）という形式に転化すること、それ自体も内容の一つである。新自由主義イデオロギーは、「個人の観念・願望」を否定して「国家意志」へと昇華するのである。
- ④「自由貿易」の理念に基づき「非関税障壁－政府調達」改革が打ち出されたが、「自由貿易」＝理念は「自由貿易すべき」＝「理念型」を契機とする。新自由主義イデオロギーに媒介された「理念」は「理念型」に基づき客観的世界を変革する「主体」である。
- ⑤「自由貿易」は国家間の「理念」でもある。国家は国家間の矛盾、すなわち「自由貿易」と国益との矛盾を解決する「主体」なのである。新自由主義イデオロギーは国家間の矛盾を生み出すと同時に、その解決を国家及び世界機関に要求する。
- ⑥「過程としての理念」は、「理念」自体も歴史的産物であることを意味している。「非関税障壁－政府調達」としてあらわれた「自由貿易」の「理念」は、世界市場における物質的諸関係の段階的・理論的表現である。こうして「自由貿易」は世界市場を通じて各国の慣習・制度を実践的に解体していく。
- ⑦新自由主義イデオロギーの本質は、現象形態に現象するので、その運動が最終段階にまで至らなければ、その本質を理解することはできない。新自由主義イデオロギーの本質は、現象形態の内部に存在するからである。新自由主義イデオロギーから現象形態へ、その現象形態から新自由主義イデオロギーへ、この自己回帰運動が新自由主義イデオロギーの循環運動なのである。それゆえ、電電公社に対する資料調達開放の要求は、新自由主義イデオロギーの本質へ回帰していく運動でもある。そして、新自由主義イデオロギーは「理念」を媒介として現象し、「理念」に回帰することで、「理念」を具現化するのである。世界機関と国家に媒介された「理念」は「具体的なもの」を獲得していくのである。

4.3.8 新自由主義イデオロギーの生成過程

新自由主義イデオロギーは、生成過程のなかで、技術革新や政治過程などの特定の段階に対応して特定の形態をとる。言い換えれば、新自由主義イデオロギーの発展過程は、技術革新や政治過程などの特定段階を表現している。新自由主義イデオロギーは、「時間展開」のなかで生まれてくるのである。

1970年代に新自由主義イデオロギーが登場してきたが、「自由貿易」の世界では「非関税障壁－政府調達」開放としてあらわれた。ケネディ・ラウンドでは「非関税障壁」問題が議論されたものの、大きな成果をあげることはできなかった。東京ラウンドで新自由主義イデオロギーは「非関税障壁－政府調達」開放として、アメリカの対日市場開放要求として、外交世界であらわれたのであった。

このように、新自由主義イデオロギーは、その概念が対象・存在と一致するまで運動する。それは、「理念」と対象と一致させる運動でもある。抽象的段階は破棄され、より具体的段階へと進む。仮に、「非関税障壁－政府調達」開放の歴史を知らない人々が、新聞等でいきなり「電電公社の資料調達開放」の記事を読めば、アメリカが突然対日圧力を開始したかのような感覚に陥ったかもしれない。

新自由主義イデオロギーは、個人の「感覚的なもの」に留まっている場合もあれば、「国家意志」にまで発展する場合もある。さらに、国家の上になつた「自由貿易」の理念にまで昇華することもある。新自由主義イデオロギーは、「時間展開」・歴史的発展段階のなかで自らを貫く主体である。それは、「他のもの」との関連性を拡大させ、自らの限界を克服する過程なのである。それは、新自由主義イデオロ

ギーの内容が充実化していく過程でもある。

4.4 新自由主義イデオロギーのグローバルな階層構造の形成

電電公社民営化における新自由主義イデオロギーの「意識諸形態」の階層構造をみると、大きく「基本答申」(行政改革の理念など)→情報通信産業政策(公正な競争条件)→電電公社の経営形態(民営化)→電電公社のトップマネジメント(意思決定の自由)→電電公社の研究開発部門(応用研究、自由な研究開発活動)→電電公社の営業部門(営業の自由)→通信自由化(素材の自由)に分けることができる。その「時間展開」を捨象した国内の新自由主義イデオロギーの空間編成に、グローバルな「非関税障壁-政府調達」開放の要素が加わることになる(表1を参照)。新自由主義イデオロギーの内的必然性に基づき成立した階層構造の特徴は、以下の点にある。

第1に、「外的イデオロギー」の観点から空間編成をみると、新自由主義イデオロギーが「主体」となって空間的に現象していることがわかる。新自由主義イデオロギーがグローバル展開することで、日本国内の「意識諸形態」にグローバルな「意識諸形態」の階層構造が加わる。新自由主義イデオロギーが「非関税障壁と政府調達」となって「あらわれた」のである。「はじめに」でもみたように、非関税障壁の撤廃は規制緩和による「市場原理の導入」を、政府調達開放は「小さな政府」を意味する。新自由主義イデオロギーは、「抽象的なもの」と「具体的なもの」に分裂する主体であり、国内外に分裂し具体化する主体でもある。

第2に、新自由主義イデオロギーの階層内部の技術基盤をみると、技術革新そのものに内在する「素材の自由」が見いだされる。東京ラウンドで非関税障壁が注目されるようになった背景には、世界貿易の拡大及び電電公社の調達額だけでなく、「高度情報通信産業」という技術革新があった。積滞解消以降の情報通信産業における技術革新は世界中でみられる普遍的現象であり、新自由主義イデオロギーは技術革新の国際展開と並行して具体化していった。社会構成体論的な言い方をすれば、下部構造と

表1：新自由主義イデオロギーのグローバルな「意識諸形態」の階層構造

日本国内の新自由主義イデオロギーの展開		グローバルな新自由主義イデオロギーの展開
「基本答申」	「行政改革の理念」	「自由貿易」「東京ラウンド」と「非関税障壁-政府調達」
情報通信産業政策	「公正な競争条件」	「非関税障壁-政府調達」の開放
電電公社の経営形態	民営化	アメリカの市場開放要求と独占批判
電電公社の調達方式	随意契約方式から入札方式へ	資材調達開放要求
電電公社のトップマネジメント	意思決定の自由	アメリカの市場開放要求と「郵政省-電電公社」の曖昧な関係への批判
電電公社の研究開発部門	応用研究	情報通信機器のアメリカ側の輸出圧力、技術規格をめぐる交渉
電電公社の営業部門	営業の自由	AT&Tのマーケティング活動
通信自由化	素材の自由	通信自由化

出所：筆者作成

注：羽瀧 [2017a] [2024] 及び本稿より作成

上部構造が同時並行的にグローバル化していったのである。

第3に、技術革新は電電公社の研究開発部門に直接影響するが、新自由主義イデオロギー的なアメリカの市場開放要求に対して、日本側は技術規格を盾に「政府調達」開放に抵抗した。

第4に、技術革新を前提として、電電公社内部でマーケティング活動とその「意識諸形態」である「営業の自由」の観念が生成してきた。積滞解消以降のマーケティング活動はAT&Tに端を発しており、新自由主義イデオロギーは技術革新を媒介として「営業の自由」に具現化した。「営業の自由」は「自由貿易」への要求へと発展し、電電公社の「非関税障壁—政府調達」問題となってあらわれた。

第5に、新自由主義イデオロギーの階層性を区分する基準が技術革新からの距離である。新自由主義イデオロギーは、経済的土台に内在しながら同時に上部構造領域で独立性を保持する主体であるが、技術革新だけでなく、技術革新との関連性が見えにくい「新規参入」「小さな政府」のような理念をも包摂する。この理念がグローバル展開して具現化したものが「非関税障壁—政府調達」開放である。

第6に、新自由主義イデオロギーの階層内部を「自由の領域」からみると、「内的イデオロギー」の世界の「通信自由化」では、技術革新そのものに反対する政治勢力はほとんどなかった。事実判断が圧倒的領域を占める「内的イデオロギー」の世界では論争が起きにくく、必然性の領域が大部分を占める世界なのである。それに対して、「行政改革の理念」のような「外的イデオロギー」の世界は、激しい論争の対象となる。それは政治決戦の場であり、自由の領域が幅を利かせる世界である。同様に、「非関税障壁—政府調達」のような「外的イデオロギー」の世界も激しい論争の対象となる。自由の領域は、下部構造からみれば、「通信自由化」→「営業の自由」→「自由競争」へと上部構造に向けて徐々に拡大していくが、そこから更に「自由貿易」へとグローバル展開していくことになる。「内的イデオロギー」の「外的イデオロギー」への自立化は、グローバル展開を契機とした新自由主義イデオロギーの純化作用を意味しているのである。

第7に、新自由主義イデオロギーの階層内部を現象経路の点からみると、「外的イデオロギー」から「内的イデオロギー」の世界へ自己展開的に降りていく経路と、「内的イデオロギー」から「外的イデオロギー」へと自立化・昇華していく経路とがある。すなわち、「行政改革の理念」が存在へと降りていく経路は存在が理念へと昇華していく経路を契機としている。同様に、新自由主義イデオロギー→「非関税障壁—政府調達」→電電公社への市場開放要求の経路は、電電公社の随意契約方式→「非関税障壁—政府調達」→自由貿易→新自由主義イデオロギーの経路を契機としている。

第8に、新自由主義イデオロギーの階層構造は企業組織に媒介されているが、それは①競争志向的な「市場志向」「経済的意識」「自由貿易」と②競争回避的な「組織志向」「経営的意識」「国益」との対立を意味した。

第9に、1980年代前半の新自由主義イデオロギーを日本国内に限定するならば、①1970年代の「内的イデオロギー」の歴史的発展と②「外的イデオロギー」の論理展開の結合体として登場してきたのであるが、同様に、グローバル展開からみると、①ケネディ・ラウンドから東京ラウンドに至る「非関税障壁—政府調達」開放への歴史的展開と②「外的イデオロギー」の論理展開の結合体として国際舞台に登場してきたのである。

第10に、新自由主義イデオロギーの階層構造は「時間展開」と「空間編成」のなかに存在し生成してくるものであるが、階層構造内部の諸要素は現実にも相互に制約しあい作用しあっており、この現実的要素が「時間展開」を捨象した論理的要素となっている。新自由主義イデオロギーの諸契機が新自由主義イデオロギーの概念から必然的に出てきたものとして把握され、それらの間に必然的關係が見いだされることになる。全体を構成する部分及び部分間の関係を明確にするためには、概念から把握されな

なければならない。

おわりに

以上、電電公社民営化における新自由主義イデオロギーのグローバル化について検討してきた。最後に、包括的契機としての新自由主義イデオロギーの観点から、これまで検討してきたことを整理しておく。

本研究は、電電公社民営化を「技術革新－企業組織－経営形態－政治過程－新自由主義イデオロギー」の5つの要素に分解して検討してきた。新自由主義イデオロギーを「主体」とすると、新自由主義イデオロギー以外の4つ要素の経験的事実は、「通信自由化(技術革新)－要員合理化(企業組織)－民営化(経営形態)－行政改革の理念(政治過程)」のように、経験的事実と新自由主義イデオロギーの二重の過程に現象する。さらに、「非関税障壁－政府調達」開放にも「分裂」して現象するので、国内の4要素とグローバルな2要素(「非関税障壁－政府調達」)を合わせた6要素の包括的契機として、新自由主義イデオロギーは作用する。その意味を検討しておく。

第1に、新自由主義イデオロギーは、7要素(新自由主義イデオロギー＋6要素)の「部分と同時に全体」である。電電公社民営化における新自由主義イデオロギーは、6要素から完全に独立した、抽象的概念として存立することはできない。

第2に、新自由主義イデオロギーが6要素を包括するということは、6要素と並ぶ一つの契機でありながら、同時に6要素に新自由主義イデオロギーが含まれることを意味している。新自由主義イデオロギーは、6要素に現象すると同時に、その現象形態の内部に含まれるのである。

第3に、新自由主義イデオロギーも、その他6要素も、それらの間の内的連関も、同様に歴史的なものである。新自由主義イデオロギーが6要素に現象する展開過程は、必然的に歴史的な性格を帯びることになるため、電電公社民営化における新自由主義イデオロギーは、その発生史を辿る必要性が出てくる。①日本国内の技術革新や政治過程などの特定の歴史的発展段階に照応した「意識諸形態」の分析と、②ケネディ・ラウンドから東京ラウンドに至る「自由貿易」の展開過程に照応した「意識諸形態」の分析が必要となる。新自由主義イデオロギーは、6要素を包括し、電電公社と「自由貿易」の発展段階を包括し、そこに自己同一性として貫かれる「普遍的なもの」として作用する。

第4に、新自由主義イデオロギーが6要素に貫徹して成立するのは、新自由主義イデオロギーが6要素に共通してあらわれるような現実の発展を前提とする。現実の発展とは、①電電公社の事業展開の発展という意味と、②「自由貿易」の発展を指す。新自由主義イデオロギーを包括的契機とした具体的総体は、思考された総体として、電電公社民営化に関する政策文書やガット東京宣言に反映されていく。電電公社民営化における新自由主義イデオロギーは、電電公社と「自由貿易」の発展段階を飛び越えることはできないのである。

第5に、新自由主義イデオロギーの矛盾と6要素との関連である。新自由主義イデオロギーは、①国内では「電電公社と民営化の基本矛盾」を生み出し、②グローバルでは「非関税障壁－政府調達」開放を介して国家間の矛盾を生み出す。新自由主義イデオロギーは、矛盾を生み出し、その矛盾を原動力として、その矛盾の解決に至るまで運動し続けるのである。

第6に、6要素を「自由の領域」からみると、「内的イデオロギー」の世界の技術革新に反対する勢力はほとんどいなかった。「事実判断」が圧倒的領域を占める世界では論争は起きにくい。それに対して、「非関税障壁－政府調達」開放のような「外的イデオロギー」の世界は、激しい論争の対象となる。それは政治決戦の場であり、「自由の領域」が幅を利かせる世界である。自由の領域は、「通信自由化」→

「営業の自由」→「自由競争（民営化）」→「自由貿易」へと拡大していく。必然性の領域からグローバルな「自由の領域」へと移行していくのである。

第7に、資本主義がその内的必然性によって外国貿易と世界市場の拡大を志向するように、新自由主義イデオロギーは常に世界市場の拡大を志向する。国家を契機とした世界市場では国家間・資本間競争が展開されるが、その世界市場で包括的契機としての新自由主義イデオロギーは「自由貿易—保護主義」の対立を引き起こす。その対立は、「下部構造的なもの」もあれば「上部構造的なもの」もある。

第8に、日本国内で展開していた全体としての新自由主義イデオロギーは、グローバルな新自由主義イデオロギーからみると部分であった。国内の新自由主義イデオロギーは、世界市場における新自由主義イデオロギーからみると、不十分な存在であった。

第9に、世界市場を創造しようとする傾向は、新自由主義イデオロギーの概念のうちに与えられている。国際関係から独立した純粋な新自由主義イデオロギーは、ケネディ・ラウンドから東京ラウンドのような段階論的国際関係を媒介とした非関税障壁のような“不純物”を内包しながら純化していく。

第10に、新自由主義イデオロギーは自身の制限を次々と突破していく存在である。最終的には世界市場における「理念」となる。世界市場における「理念」として確立した新自由主義イデオロギーは部分ですらなくなり、自らの現象形態と無媒介的な直接的関係を結ぶ。新自由主義イデオロギーは「全体」から「総体」へと発展していくことになる。

最後に、電電公社民営化における新自由主義イデオロギーが「ある」という意味は、民営化に至るまでのプロセスと民営化という結論の全体を指すが、この「プロセス」と「結論」の領域で二つの新自由主義イデオロギーが「ある」ということは、①民営化に至るまでのプロセスに1)日本国内の民営化の政治過程及び電電公社の事業展開と2)東京ラウンドと対日市場開放要求の領域で作用する新自由主義イデオロギーが存在するという、②民営化という結論が①の1)と2)の「二つのプロセス」を結合したものであることを意味している。新自由主義イデオロギーが「ある」とは、世界市場を契機とした民営化への「プロセス」と民営化の「結論」が論理的に「ある」ことを意味している。「抽象的なもの」が現実的なものである。

参考文献

- I.M. デスラー＝佐藤英夫編（丸茂明則監訳）[1982]『日米経済紛争の解明』日本経済新聞社
大蔵省関税局監修 [1967]『ケネディ・ラウンドの全貌』日本関税協会
小倉和夫 [1972]『ゆれる国際貿易体制』サイマル出版会
大前正巨 [1981]『ねらわれた電電公社—日米摩擦の深層—』TBSブリタニカ
オリバー・ロング（落合・清水訳）[1989]『ガットと経済摩擦』敬文堂
兼光秀郎 [1991]『国際経済政策』東洋経済新報社
国際貿易投資政策委員会報告（竹内書店出版部監訳）[1972]『相互依存の世界における米国の国際経済政策』竹内書店
小島清・小宮隆太郎編 [1972]『日本の非関税障壁』日本経済新聞社
ジョン・H・ジャクソン（松下満雄監訳）[1990]『世界貿易機構』東洋経済新報社
ジョン・ソドルスキー（岡田啓二訳）[1979]「国際市場に本格的に乗り出す米国電気通信業界」電気通信総合研究所『海外電気通信』(10)、2～11ページ
全国電気通信労働組合編 [1988]『全電通労働運動史』全国電気通信労働組合
ティモシー・J・カラン [1982]「高度技術をめぐる貿易紛争—日本電電公社問題」I.M. デスラー＝佐藤

- 英夫編（丸茂明則監訳）[1982]『日米経済紛争の解明』日本経済新聞社、第5章所収。
- 東京ラウンド研究会編 [1980]『東京ラウンドの全貌』日本関税協会
- P.F. ドラッカー（上田惇生訳）[1999]『断絶の時代』ダイヤモンド社
- 日本経済新聞社編 [1975]『新通商法と国際貿易』日本経済新聞社
- 日本経済新聞社編 [1979]『80年代の貿易ルール—東京ラウンドのすべて—』日本経済新聞社
- 日本貿易会 [1976]『新国際ラウンドと日本の立場』非売品
- 羽濑貴司 [2000]「電電公社の経営戦略」大阪市立大学経営学会『経営研究』第50巻第4号、79～101ページ
- 羽濑貴司 [2015]「電電公社民営化の分析枠組み構築と研究史の構造的統合」『神戸国際大学経済文化研究所年報』第24号、13～33ページ
- 羽濑貴司 [2017a]「新自由主義イデオロギーの「意識諸形態」の発生経路」『龍谷大学経営学論集』第57巻第1号、1～13ページ
- 羽濑貴司 [2017b]「新自由主義イデオロギーの自己分裂」『神戸国際大学紀要』第92号、1～21ページ
- 羽濑貴司 [2019a]「電電公社の市場意識の生成過程」『神戸国際大学紀要』第97号、1～12ページ
- 羽濑貴司 [2019b]「電電公社民営化の全体像把握」『神戸国際大学』第98号、11～26ページ
- 羽濑貴司 [2023]「電電公社民営化の政治過程—「橋本私案」を中心に—」『駿河台経済論集』第32巻第2号、43～57ページ
- 羽濑貴司 [2024]「日米経済紛争の背景—電電公社を事例として—」『駿河台大学経済論集』第34巻第1号、1～26ページ
- ハラルド・B・マルムグレン（宇川秀幸訳）[1972]『新国際ラウンド』サイマル出版会
- 米下院歳入委貿易小委・対日監視委報告 [1979]『ジョーンズ・レポート』ハイライフ出版
- 米下院歳入委貿易小委・対日監視委報告 [1980]『第2次ジョーンズ・レポート—米国議会の対日貿易分析』日本貿易振興会
- 米国下院歳入委員会編（福島栄一監訳）[1987]『米国の通商関連法』ジェトロ
- 米国通商代表部報告 [1982]（大須賀克己監訳）「先進国主要国における電気通信産業市場と政府調達政策」電気通信総合研究所『海外電気通信』（1）、2～22ページ
- 町田実 [1978]『国際貿易の史的構造』前野書店
- 三宅正太郎編著 [1985]『貿易摩擦とガット』日本関税協会
- 宮里政玄 [1989]『米国通商代表部（USTR）—米通商政策の決定と代表部の役割』ジャパントイムズ
- レビュー・フランセーズ・デ・テレコミュニケーション誌（無署名論文：林節男訳）[1980]「熾烈な競争が予想される80年代の世界の電気通信市場」電気通信総合研究所『海外電気通信』（12）、2～18ページ

注

¹⁾ ニクソン政権のもとで設置された「国家貿易投資政策委員会」は、「アメリカは、政府調達の実施に国際的なコードを確立し、その基準によって公開の手続きを提供するとともに、通常の商取引に対する国の扱いに関するガット基準にできるだけ近づこうとする努力をすべきである。このコードは、中央政府による買い付けとともに国有、国営企業による買い付けにも適用すべきである」と勧告していた（国家貿易投資政策委員会報告、1972、76～77ページ）。

²⁾ 非関税障壁については、経済学的なアプローチがある一方で、政治経済学的なアプローチもある。国際交渉において非関税障壁は対処すべき問題であることは長年認識されてきたが、非関税障壁交渉が困難な理由は、貿易を歪める諸慣行の大半が、各国の政治的社会的政策や法令に深く根差している点にある。すなわち、雇用拡大、選挙区の保護、国家開発計画における優先部門、国家安全保障、消費者保護、などに起因するのである（マルグレン、1972、73 ページ）。

³⁾ 表現は異なるが同様の見解に、非関税障壁は①貿易制限を目的とした非関税措置と②他の目的達成のための措置が、たまたま貿易に影響を与える結果となるような、いわば間接的な貿易阻害効果をもたらす非関税措置にわけることができる（三宅編、1985、75 ページ）。一方、非関税障壁を経済的要因と非経済的要因から区分した見解もある。①各国ごとに異なる諸慣行に基づくもの（税関手続き、政府調達など）で、その多くは経済的要因だけでなく非経済的要因に基づき決定されているもの、②各国に共通する輸入数量制限、各種課徴金、価格規制措置など輸入抑制のための直接的措置、に分けることができる（兼光、1991、165 ページ）。前者は「目的」、後者は「客観的要因」から区分したものと言える。

⁴⁾ ガットは、関税交渉や数量制限の除去の方法に関しては詳しかったが、非関税障壁についての交渉経験はほとんどなく、交渉技術及び法的観点からみても新しい分野であった（オリバー・ロング、1989、26 ページ）。

⁵⁾ ケネディ・ラウンドでは、①関税の 50%一括引下げ、②農産物の貿易、③開発途上国対策と並んで、④非関税障壁の軽減・撤廃がとりあげられた。1963 年 5 月のガット閣僚会議は、①ケネディ・ラウンドでは、関税ばかりではなく関税以外の貿易障壁も交渉対象とすること、②特に、特定国の製品に対する差別待遇の問題及び関税引き下げの価値が関税以外の障壁によって損なわれ、または、無効化されないようにするための保障方法を検討することなどを決議した。この決議を受けて、ケネディ・ラウンドの進行運営を担当する貿易交渉委員会では、その下部機構として非関税障壁小委員会が設けられた（大蔵省関税局、1967、309 ページ）。しかしながら、ケネディ・ラウンドでは、非関税障壁の成果をあげることではできなかった。その理由は、ガットに違反する非関税障壁を実施している締約国が、撤廃の代償として何らかの譲歩を要求したのに対して、他の締約国は代償の原則が即時撤廃の原則に優先すると先例になることを嫌ったためである（日本経済新聞社、1979、178 ページ）。

⁶⁾ ケネディ・ラウンドが示しているように非関税障壁の扱いは難しく、非関税障壁は国際貿易とは無関係な社会目標の達成のために設定されていることもある（国際貿易投資政策委員会報告、1972、66 ページ）。

⁷⁾ 非関税障壁に関する貿易交渉について、マルグレンは「政策の調和による非関税障壁交渉」の重要性を強調し、以下のように述べる。

経済学者は相互主義を純理論的な立場から、関税引き下げは常に当該引下国に利益をもたらすものであり、一方的な引き下げであっても変わりはないと主張するが、貿易交渉における相互主義は他の目的に基づくものである。例えば、ある国の生産業者が感じる自由化の「苦痛」が、その他の他の生産業者による特定の輸出利益によりバランスされることを確保し、また、「自由化の苦痛」が、国際的に均等化されることによる相互主義が政治的に重要である。このことが 1 国内各社の利益をバランスさせ、全体としての貿易拡大を図りえたのである（マルグレン、1972、77 ページ）。

⁸⁾ 東京ラウンドは、交渉の優先課題として非関税障壁を取り上げた最初の主要交渉ラウンドであった。関税に比べてはるかに複雑な非関税障壁の削減を広範囲に実施するということは、ガットの本質に挑戦することでもあった（ジャクソン、1990、60 ページ）。

⁹⁾ アメリカの 1974 年通商法では、非関税障壁に関連する迅速な議会審議を確実にするための手続きが

定められた（宮里、1989、57 ページ）。非関税障壁に対するアメリカ議会の関心は非常に強く、通商法 102 条の中に、①米国産品の海外市場進出を妨げている、②譲許による相互利益を減退させ、アメリカ経済に悪影響を及ぼしている、③供給に対する公正で衡平なアクセスを妨げている、④開放的で無差別の貿易体制を妨げているという、他の条文には見られない独特の規定を設けていることからもうかがえる（日本経済新聞社編、1975、39 ページ）。

¹⁰⁾ マルグレン [1972] は、政治経済学的な視点から非関税障壁を論じたように、政府調達についても、以下のように論じている。

政府調達の場合、主要な購入者は地方政府及び半政府機関である。

①大部分の政府は、物品購入において外国生産業者よりも国内生産業者を優先する。国内調達は政治的に魅力があり、常に政治家や元首に支持されてきた。

②半政府機関は、様々な理由で輸入品を差別する。その理由は、国産品愛用という愛国的なものから、国内の利益団体への肩入れを通じて、その半政府機関の計画拡大のための政府承認を取り付けやすいようにするものまで、様々である。

③①と②の問題は、政府購入の実態が明らかにされないことで、より複雑なものとなる。政府購入についての国内の行政手続きは通常は公表されておらず、欧州及び日本では、外国品の差別の内容は行政官の決定や手続きの裁量の中に埋もれている（マルグレン、1972、89 ページ）。

¹¹⁾ ガットは政府調達に関して、アメリカの「バイ・アメリカン法」のような自国産品を優遇する法制の運用によって、国際貿易に悪影響を与えることが懸念されていたにも関わらず、有効な規制の手段を持ち合わせていなかった。なお、「バイ・アメリカン法」は、十分かつ合理的な数量の産品の供給を受けられるときは、国内供給源のみから購入しなければならず、国内産品が不当に高い場合に限り外国供給源から購入ができるとしている。「不当に高い」とは、国内産品の価格が外国産品の価格の6%を超えて上回る場合などを指す（東京ラウンド研究会、1980、143 ページ）。

¹²⁾ 日本の場合、政府契約における広範な裁量的権限が、各省庁の長及び契約担当者に委ねられている。法制的には一般競争契約が原則であるが、実際には指名競争契約と随意契約が圧倒的割合を占めている（小島・小宮、1975、185 ページ）。

¹³⁾ 米国通商代表部（USTR）の議会報告によれば、電気通信分野におけるアメリカの政府調達と外国の政府調達との間には、本質的な違いがある。アメリカ政府の電気通信機器調達総額は、アメリカ市場全体のわずかな額に過ぎない。アメリカの電気通信市場が民間主体であるのに対して、他の先進国では、国防機器の調達だけでなく、郵便、電信電話機器の調達も政府が管理している（米国通商代表部、1982、20 ページ）。

¹⁴⁾ フランス電気通信総局の機関誌論文によると、世界全体の電気通信市場規模は、金額ベースで1970年代と比べ1980年代は約44兆円から約84兆円に、そのうち政府の保護下にある電気通信市場は全体の約70%を占めているとみられていた（ルビュー・フランセーズ・デ・テレコミュニケーション誌、1980、3 ページ）。

¹⁵⁾ 本稿の新自由主義イデオロギーのグローバル化の議論は、羽瀧 [2017a] [2017b] [2019b] を基本としているが、煩雑となるため逐一引用はしない。

¹⁶⁾ 世界市場の概念は、一面では具体的市場という概念から出発して、最も高度に純化された概念であるが、他面、各種の生産組織をも内包し、それと複雑に絡み合った組織体の集合でもある（町田、1978、36 ページ）。世界市場の概念に「生産組織」が含まれることで、新自由主義イデオロギーの現象経路に「貫徹型」が生まれることになる。

¹⁷⁾ 実務家からみると、経済学や貿易論における「理念」は、それほど重要ではない。電電公社の資材調達開放において中心的役割を果たしたソドルスキー（当時の役職：電子工業会・通信機器担当副会長）は、「米国政府、議会とも、今や議論の的が保護貿易主義者と自由貿易主義者の問題ではないことを理解し始めたようだ。むしろ、問題は、日本側にフェアな通商関係を保証させるところにある。」と述べた（ソドルスキー、1979、4ページ）。

¹⁸⁾ 1960年代の時代をドラッカーは「断絶の時代」と表現した。知識社会への移行期において「イノベーションとマーケティング」の役割が重要になると論じ、その一例としてAT&Tをあげた。

例外的に、ほぼ50年間に及ぶイノベーションを行ってきたAT&Tのベル研究所を一般化する必要がある。ベル研究所のようにイノベーションのための組織と既存事業のマネジメント組織を切り離し、これまで組織論の枠外にあった柔軟なチーム型組織を採用する必要がある（ドラッカー、1999、54～55ページ）。AT&Tのマーケティング活動が本格化した1960年代を「断絶の時代」と表現した。反対に、政府はイノベーションには不向きなのである（同上、243ページ）。